

第6章 重点施策

1. 重点施策の意義

環境基本計画は、策定することが目的ではなく、実行することが目的であることは言うまでもありません。環境基本計画は、実行が伴って初めて意味のあるものになります。そのため、計画策定の次年度（令和5年度）より、計画に記載された施策や取組のうち、取組の実現可能性や必要性が高いものから実行に移し、実際に成果を上げていくことが重要です。このようなことから、次のような特徴を持つ施策を「重点施策」として位置づけ、優先的に注力していくこととします。

- ① 社会の要請があり、その必要性や効果が明らかである
- ② すでに地域にその活動のシーズ（種）がある
- ③ 実現性が高く、本計画の意義が市民にアピールできる

2. 重点施策の設定

このような視点に立ち、江津市の環境のことを考え、創り、守って、それを次世代につないでいくために、次のように重点施策を設定します。

重点施策

1. 地球温暖化対策の推進
2. 循環型社会構築の推進
(適正な生活排水・廃棄物処理)
3. 環境学習の推進

これらの重点施策に対する基本方針は次のとおりです。計画策定の次年度からこれらの基本方針に従って重点的に施策を展開していきます。

■地球温暖化対策の推進■

- 国は地球温暖化対策の推進を喫緊の課題とし、2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、島根県内では県を始め6市町が「カーボンゼロシティ」を宣言しています。このような中で、地球温暖化防止対策として「カ

「カーボンニュートラル」の声は近年各方面で高まっています。本計画においても「地球温暖化の推進」を重点施策のひとつとします。

- 本市ではこれまで「江津市地球温暖化対策推進協議会」を中心に地球温暖化対策に係る様々な活動を展開してきました。また、再生可能エネルギーについても、市内には多くの発電施設が整備されています。
- 今後は、時代の要請である地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを本市においても様々な形で推進していきます。

■循環型社会構築の推進(適正な生活排水・廃棄物処理)■

- 廃棄物処理については1人1日当たりごみ排出量や最終処分率は島根県平均や全国平均を下回りましたが、再生利用率は島根県平均や全国平均より低い状況でした。今後はリサイクル量を増加させ、再生利用率を高める「循環型社会の推進」を重点施策のひとつとします。
- 本市において排出される資源ごみは、紙類が最も多く、次いでプラスチック類となっています。これらのリサイクル量を増加させるためには、ごみ分別を徹底し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めていくことが求められます。
- 今後は、資源ごみの分別徹底や可燃ごみ処理残渣のリサイクルなどのマテリアルリサイクルを中心に、循環型社会の構築を推進していきます。

■環境学習の推進■

- 事業所ヒアリング調査では、多くの事業所で地域の小中学校を対象に出前授業や自社の見学会が行われていることがわかりました。これは前項「1. 重点施策の意義」で述べた「すでに地域にその活動のシーズ(種)がある」ものであり、「環境学習の推進」を重点施策のひとつとします。
- 地域の事業者による環境学習は、学校サイドからは地域学習(ふるさと学習)として郷土愛の醸成や若者の定着につながるものであり、事業者サイドからは企業が地域で果たすべき役割であるCSR活動・CSV活動として位置づけられます。
- 今後は、出前授業などの環境学習を事業者と地域の小中学校間の単発のものとしてではなく、事業者と行政が連携・協働した江津市の特徴的な仕組みをめざして発展させていきます。

第7章 地域別配慮指針

1. 地域区分

同じ江津市であっても、地域によってその特性や課題は異なります。本章では、地域区分を行い、区分された各地域の概要と環境の課題を明らかにし、それをふまえた施策の方向性を明らかにします。

地域区分は、平成 31（2019）年に策定された「江津市立地適正化計画」及び令和 3（2021）年に策定された「江津市都市計画マスタープラン」に従い、表 7-1-1、図 7-1-1 のように中学校区単位を基本に江津中央、江津西、江津東、桜江の 4 地域に区分します。

表 7-1-1 地域の概要

地域	地区	中学校区
江津中央	渡津、郷田、嘉久志、和木、松平	江津中学校
江津西	都野津、二宮、敬川、波子、有福、跡市	青陵中学校
江津東	浅利、都治、黒松、波積	江東中学校
桜江	谷住郷、川戸、市山、長谷、川越	桜江中学校

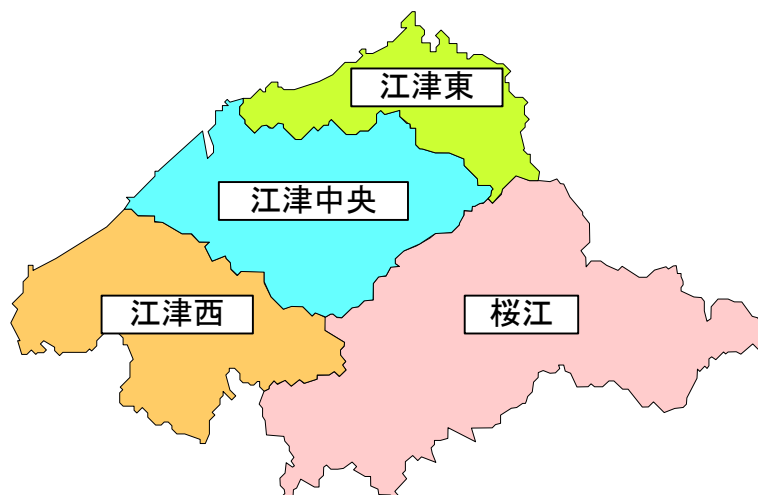


図 7-1-1 地域区分図

2. 江津中央地域

■地域の概要■

- ◆ 江津中央地域は、市の中央部に位置し、中心部はシビックセンターゾーンとして近年整備され、JR 江津駅、市役所、江津市総合市民センター（ミルキーウェイホール）、江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）、済生会江津総合病院などの公共公益施設のほか、ゆめタウン江津などの商業施設が位置する本市の中心市街地です。また江津 IC 近くには江津市地場産業振興センターがあり、江の川河口周辺には工場群が集積しています。
- ◆ 本地域には、運動公園である江津中央公園、椿の里などのレクリエーション施設があります。また、和木には小川庭園があります。
- ◆ 本地域には、ランドマーク※としても市民に親しまれている島の星山（高角山）があり、久保川のクロガネモチが市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されています。
- ◆ 江津市景観計画では、江の川地区（下流部）、江津本町地区、シビックセンターゾーン地区の3地区を重点地区、江津駅周辺地区を重点候補地区として定め、石州瓦の街並みが残る天領江津本町藁街道は、江津市景観条例に基づく重点地区に指定されており、山辺神社や旧江津郵便局などがあります。

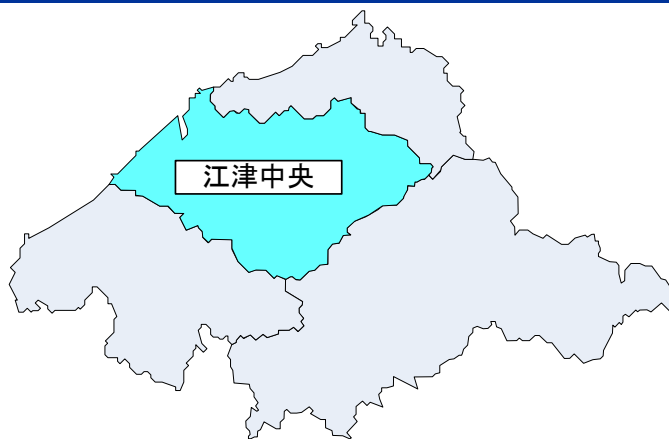


写真 左)江津市総合市民センター(ミルキーウェイホール) 右)江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)

※ **ランドマーク**：その土地や景観において目印やシンボルとなる特徴的な建築物や山などの地物。

■環境の課題■

- ◆ 江津本町地区は江津市景観計画で重点地区として位置づけられていますが、市内で最も空家が多い地区となっており、対策が求められます。また、東高浜地区は、老朽住宅や空家が密集しており、空家問題が深刻化しています。
- ◆ 市街地においては、悪臭、騒音、犬や猫の飼育による苦情等の改善が求められています。



写真 左)天領江津本町藁街道にも放置された空家が見られます

■施策の方向性■

【自然環境】

- ◆ 江の川河口等、地域特有の自然的景観・環境の積極的な保全・活用を図ります。(市)

【生活環境】

- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ ごみの野外焼却や野焼きはやめましょう。(市民)
- ◆ 悪臭の原因となるたい肥やペットのし尿等は適切に管理・処理しましょう。(市民)
- ◆ 公共下水道の整備済み区域では、公共下水道への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 快適な都市空間を維持するため、江津中央公園の長寿命化対策、市民意向を踏まえた施設運営を推進します。(市)
- ◆ 江津本町地区は、赤瓦の歴史的な建造物を保全し、歴史と文化を感じる街なみ景観や文化財周辺の景観の形成を図り、地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てます老朽家屋や空家が多く残る地区においては、建替・不燃化や道路・公園等の基盤整備を総合的に行い、良好な市街地環境の形成を図ります。(市)

- ◆ 江津市景観計画で定められた景観形成基準などを遵守し、建築物等や開発行為の際は必要な届け出を行いましょ。 (市民、事業者)
- ◆ 犬や猫は適切に飼育し、野良猫への餌やりはやめましょ。 (市民)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加ましょ。 (市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組ましょ。 (事業者)



写真 左)天領江津本町藁街道の街並み 右)旧江津郵便局(国の登録有形文化財)

【地球環境】

- ◆ マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組ましょ。 (市民)
- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組ましょ。 (市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進ましょ。 (市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。 (市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加ましょ。 (市民)

3. 江津西地域

■地域の概要■

- ◆ 江津西地域は、市の西部に位置し、古くから窯業の中心地であった都野津地区などには古くからの市街地が形成されているほか、有福地区には古い歴史を持つ有福温泉があります。
- ◆ 波子地区には、しまね海洋館アクアスのある県立石見海浜公園が位置しているほか、波子海岸は市内でも有数の海水浴場です。
- ◆ 本地域は、本明山（権現山）、高野山などの山々に囲まれ、有福八幡宮の照葉樹林、有福福泉寺の照葉樹林が「保護上重要な特定植物群落」に指定されているほか、多鳩神社のナギ及び自然林、上有福のイチョウ、福田八幡宮の森のイチイガシ及び自然林が市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されるなど、豊かな自然が残っています。



写真 左)多鳩神社とナギ及び自然林 右)上有福のイチョウ

- ◆ 地域を流れる水尻川、敬川は貴重な水辺空間を形成しており、市民による桜の植樹やホタルの保護活動が進められています。
- ◆ 都野津・敬川・波子・有福温泉地区等の古くからの市街地には石州瓦の美しい街並みが形成されており、江津市景観計画では、有福温泉地区を重点候補地区として定めています。
- ◆ 自然災害や観光客の減少で旅館の廃業が相次ぎ賑わいが失われていた有福温泉では、近年、旅館の

再整備やレストランなどの新規開店などにより、地域再生や地域おこしの機運が盛り上がっています。



写真 左)しまね海洋館アクアス 右)有福温泉では新たなレストランなども見られます

■環境の課題■

- ◆ 都野津地区や波子地区などの古くからの市街地は、狭い道路や空家が多く、防災や快適環境の点から大きな課題となっています。
- ◆ 古くからの市街地の石州瓦景観を保全することが必要です。
- ◆ 国道9号沿道など幹線道路は沿道商業施設が立地し、新しい商業地の景観が形成されていますが、屋外広告物が増加する傾向があり、適切なルールづくりが必要です。
- ◆ 有福温泉地区は江津市景観計画で重点候補地区として位置づけられ、重点地区への移行が望まれており、情緒ある街並みを保全し、石州瓦や石見焼などの地域資源を活かした景観整備を図っていく必要があります。



写真 左)昔ながらの狭い小路(都野津) 右)有福温泉の街並み

■施策の方向性■**【自然環境】**

- ◆ オオキンケイギクなどの特定外来生物を見つけた場合には、速やかに適切な方法で駆除しましょう。(市民)
- ◆ アクアス、波子海水浴場、水尻川、敬川の桜並木などの自然環境に触れあえる機会を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ 公共下水道の整備済み区域では、公共下水道への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 江津市景観計画で重点候補地域に指定されている有福温泉地区は、温泉地としての再生を図りながら、沿道家屋等の景観保全を推進します。また、都野津、敬川、波子等の情緒ある石州瓦の街並みの景観を保全します。(市)
- ◆ 都野津・波子地区の既成市街地や集落内における空家・空地の対策を推進します。(市)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)
- ◆ 屋外広告物は色や大きさに配慮し、周辺の景観を阻害しないようにしましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ マイカー通勤の自粛、自転車や公共交通機関の利用に取り組みましょう。(市民)
- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 水尻川、敬川で行われている市民による桜の植樹やホタルの保護活動に参加しましょう。(市民)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)



写真 左)整備された有福温泉広場 右)波子赤瓦街並み

えころむ ecolumn

北海道にも石見焼が

石見焼といえば、江津を中心に中国地方で使われていたものと思っていたら、なんと、北海道でも広く使われていたそうです（出典：阿部志朗「日本海沿岸地域における「石見焼」の分布とその特色」（人文地理学会大会））。

江戸時代から明治にかけて、石見焼は北前船で日本海を運ばれ、港のあった日本海沿いの各地、そして北海道では港のあった松前、江差、函館、小樽などから陸揚げされ、道内各地に運ばれたそうです。運ばれたものは「はんど」

（水瓶）や石州瓦で、北海道では今でも石州瓦の建物が見られるそうです。

北前船の港は、大田市の温泉津や浜田市の外浦が有名ですが、石見焼は波子から北前船に積み込まれました。当時、波子の仲買人は100隻以上の北前船を所有していたといわれており、波子の街はさぞかしにぎやかだったでしょうね。



写真：江津市地場産業振興センター

4. 江津東地域

■地域の概要■

- ◆ 江津東地域は、市の東部に位置し、JR 浅利駅周辺に市街地が集積しているほか、江津工業団地が隣接しています。国道 9 号沿いには道の駅サンピコごうつがあり、浅利地区と後地地区には山陰自動車道の IC の整備が予定されています。波積地区では波積ダムが建設中です。
- ◆ 本地域には、総合公園でオートキャンプ場などの施設を持つ菰沢公園、近隣公園である浅利公園などのレクリエーション施設があります。また、浅利海岸と黒松海岸には海水浴場があります。
- ◆ 本地域は、浅利黒松海岸砂丘植生が「保護上重要な特定植物群落」に指定されているほか、岩瀧寺の自然林、高倉山八幡宮の境内林、福城寺のスギ・カヤが市指定の天然記念物や環境省による「巨樹・巨木」に指定されるなど、豊かな自然が残っています。
- ◆ 都治川は貴重な水辺空間で、上流には岩瀧寺の滝があります。また、沿川は豊かな農村景観を形成しています。
- ◆ 市街地の背景となる浅利富士（室神山）は、柿本人麻呂が詠んだ「屋上の山」といわれています。浅利海岸の風力発電施設とあわせ、本地域の有力なランドマークになっています。
- ◆ 黒松、尾浜、浅利、中都治、上都治、波積本郷は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた石州瓦の街並み景観が残っています。

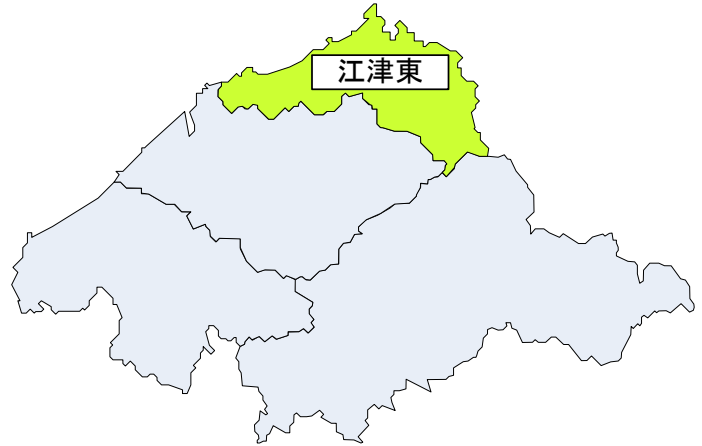


写真 左)岩瀧寺の滝 右)道の駅サンピコごうつ

■環境の課題■

- ◆ 国道9号バイパス、山陰自動車道のIC（計画）などの交通網をはじめ、江津工業団地や波積ダムなど今後も開発が集中するため、様々な環境に配慮した開発が求められます。
- ◆ 浅利・黒松地区の既成市街地では、空家・空地が多数みられます。また、市街地周辺には中小の工場・倉庫等が点在しています。
- ◆ 本地域には浅利と黒松という本市を代表する砂浜海岸を有するため、海水浴場にふさわしい快適な環境とともに、自然度の高い海浜植生を保全していく必要があります。



写真 左)浅利地区の狭あい道路 右)浅利海岸

■施策の方向性■

【自然環境】

- ◆ 浅利・黒松の海浜環境、都治川の水辺環境や沿川の田園環境及び上流部の自然環境の保全を図ります。(市)
- ◆ 道の駅サンピコごうつ内の農林水産物直売所を拠点に地産地消を推進するとともに、ここでの物販をきっかけに6次産業化を推進します。(市)
- ◆ 菰沢公園、浅利海岸と黒松海岸の海水浴場など身近に自然と触れ合える場を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進しましょう (市民)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法に基づき、大気汚染、騒音・振動、悪臭の発生源への指導に努めます。(市)
- ◆ 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法などを遵守しましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 地域のシンボルである浅利富士（室神山）の山並み景観を保全します。(市)

- ◆ 江津工業団地では工場緑化に努め、うるおいのある快適な環境の創出を図りましょう。(事業者)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)



写真 左)浅利富士(室神山) 右)黒松の石州瓦の街並み景観

【環境保全活動】

- ◆ 浅利・黒松の海水浴場の環境美化に努めていく必要があります。(市)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)

5. 桜江地域

■地域の概要■

- ◆ 桜江地域は、市の南部に位置し、市街地が集積する旧川戸駅周辺に都市計画区域が設定され、商業用地及び公益施設用地が広がっています。
- ◆ 地域を貫流する江の川は地域の大きなシンボルです。江津市景観計画では、川戸地区の江の川を江の川地区（中流部）として重点地区に指定しています。しかしながら近年、沿川では豪雨災害が頻発しています。
- ◆ 本地域には、県立自然公園に指定された観音滝と千丈溪があるほか、温泉リゾート風の国、今井美術館などの観光施設があります。また、甘南備寺などの社寺や国指定重要無形民俗文化財の大元神楽があります。
- ◆ 本地域は、甘南備寺山などの山々に囲まれ、今田水神の大ケヤキが県指定の天然記念物、大亀山椎の森、八戸大元神社のムクの木、市山八幡宮後背の椎・樅林、牛尾家のムクの木、大倉のムクの木が市指定の天然記念物に指定されるなど、豊かな自然が残っています。
- ◆ 川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた石州瓦の街並み景観が残っています。

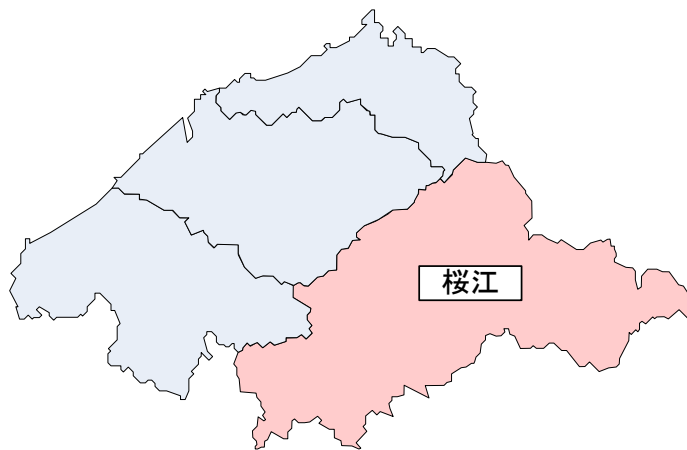


写真 左)温泉リゾート風の国 右)今井美術館

■環境の課題■

- ◆ 生活利便施設が集積する旧川戸駅周辺は、公共交通の拠点として、また桜江エリアの中心拠点とし

ての役割とともに、環境と共生したゆとりある住環境の整備が求められています。

- ◆ 近年、本地域では江の川沿いや川戸地区における八戸川との合流点付近で豪雨災害が相次ぎ、河川改修や住宅移転等の対策が進められていますが、未整備の区間が多く残されています。



写真 左)旧川戸駅 右)江の川

■ 施策の方向性 ■

【自然環境】

- ◆ 観音滝や千丈溪、江の川などの自然を保全し、その活用を図ります。(市)
- ◆ 江の川や八戸川の整備改修にあたっては、生物多様性や親水性、景観に配慮した整備を図ります。(市)
- ◆ 甘南備寺や大元神楽などの歴史資源を保全し、温泉リゾート風の国や今井美術館などの観光施設など多彩で豊かな地域資源とともに、その活用を図ります。(市)



写真 左)甘南備寺 右)大元神楽伝承館

- ◆ 江の川の天然アユ資源回復のため、稚魚及び親魚の放流や産卵場の整備等について関係機関と協力して推進します。(市)
- ◆ 地域ぐるみで取り組む有機の郷づくりや有機農業実践者への規模拡大を支援し、有機農業の新規参入を図るなど、有機農業を推進します。(市)
- ◆ 観音滝や千丈溪、江の川などの身近に自然とふれあえる場を積極的に活用しましょう。(市民)

【生活環境】

- ◆ 農業集落排水の整備済み区域では、農業集落排水への接続を図りましょう。(市民)
- ◆ 農業従事者は、農薬や肥料の適量使用と流出防止に努めましょう。(事業者)

【快適環境】

- ◆ 川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀の情緒ある石州瓦の街並みの景観を保全します。(市)
- ◆ 農村環境の保全組織への支援を行います。(市)
- ◆ 地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動に積極的に参加しましょう。(市民)
- ◆ 事業所周辺の道路や河川、公園等の清掃や除草、花壇整備活動を行うアダプトプログラムに積極的に取り組みましょう。(事業者)

【地球環境】

- ◆ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に積極的に取り組みましょう。(市民・事業者)
- ◆ 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進しましょう。(市民・事業者)

【環境保全活動】

- ◆ 川戸周辺の桜並木の維持管理など、地域住民と連携した水辺の清掃活動や花の植栽運動を推進します。(市)
- ◆ 地域コミュニティによる地域で支えあう仕組みづくりを促進し、地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援を行います。(市)
- ◆ 地域コミュニティ等が行っている環境保全活動等に積極的に参加しましょう。(市民)

第8章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

本計画を推進するための、市民・事業者・市の各主体で構成される市全体の組織体制は、江津市環境審議会が中心的な役割を担います。

江津市環境審議会は、計画の進捗状況をまとめた年次報告書により計画の総合的な推進について点検・評価を行ない、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

本計画を推進するための組織体制は次の図のとおりです。

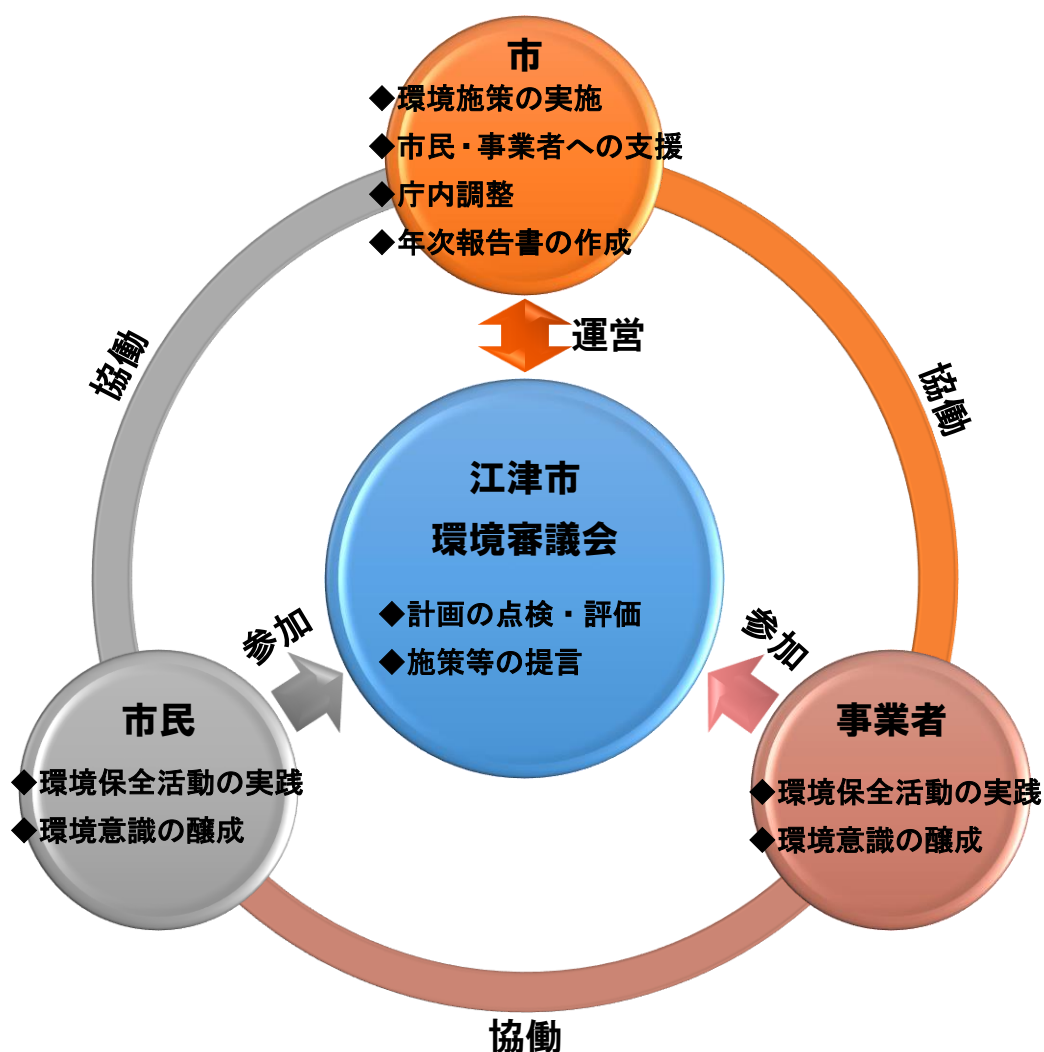


図 8-1-1 推進体制

【関係機関との協力体制】

なお、江の川及び沿川の河川整備・災害対策では国と、自然環境・生活環境分野では島根県と、廃棄物処理では浜田地区広域行政組合を通じて浜田市など、関係する行政機関と連携して施策・取組を推進していきます。

2. 進行管理

進行管理は、次のようなPDCAサイクルによって進めます。

■計画(Plan)■

本計画書に定めた将来像や基本目標実現するための市の施策や市民・事業者の行動指針です。

■実行(Do)■

本計画書に基づき市民・事業者・市で施策、行動指針を確実に実行していきます。

■点検・評価(Check)■

本計画書の施策や目標数値などの進捗状況を点検・評価するために、毎年、年次報告書を発行・公表し、環境審議会に意見を伺います。

■見直し(Action)■

年次報告書による環境審議会での意見に基づき、改善点があれば、その原因を検証して見直し、計画に反映させていきます。

このような進行管理を行うことにより、PDCAサイクル（P：Plan 計画、D：Do 実行、C：Check 評価、A：Action 見直し）を展開することができます。

また、PDCAサイクルにより、Pから一周して再びPに戻って新たなPを計画する時、そのPは以前のPと比べて向上しています。これを「スパイラル・アップ」といい、PDCAサイクルを回すことにより、施策や取組は継続的に改善されていきます。



図 8-2-1 PDCA サイクル

資料編

1. アンケート調査結果

1. 市民アンケート調査

■調査概要■

市民アンケート調査は、本市の環境に対する市民の意識を把握するために、市民 1,000 人に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和 4（2022）年 6 月 14 日（発送）～6 月 30 日（返信締切）

調査対象：住民基本台帳より 20 歳以上 70 歳未満の市民を無作為抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：1,000 部

回収数：365 部

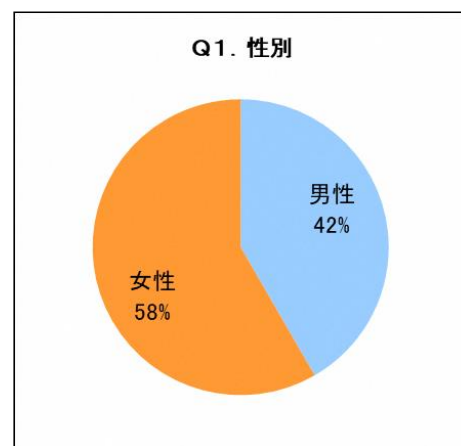
回収率：36.5%

■調査結果のまとめ■

【対象者の属性】

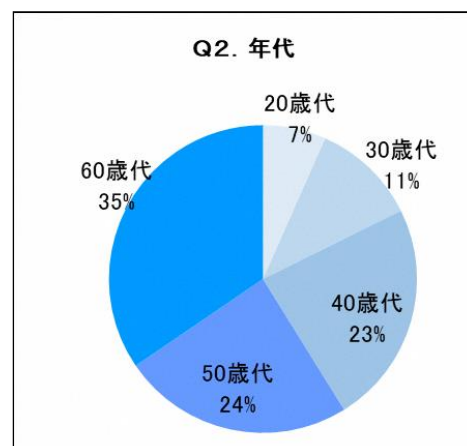
(1) 性別

性別は、男性が42%、女性が58%となっています。



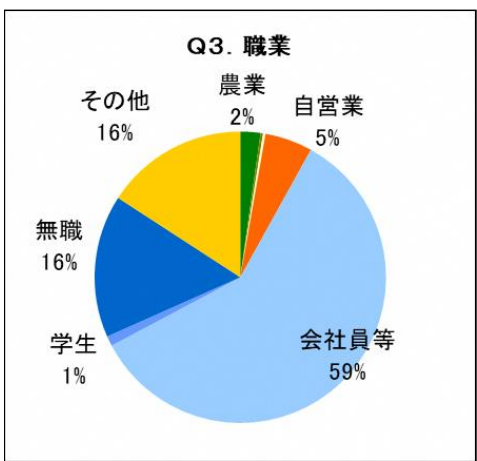
(2) 年代

- 年代は、60歳代が35%と最も多く、次いで50歳代が24%、40歳代が23%となっています。



(3) 職業

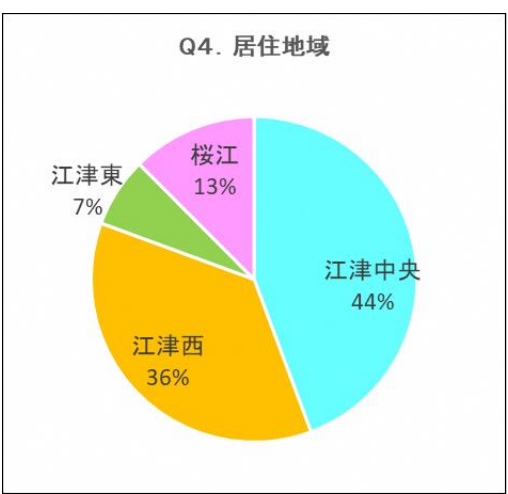
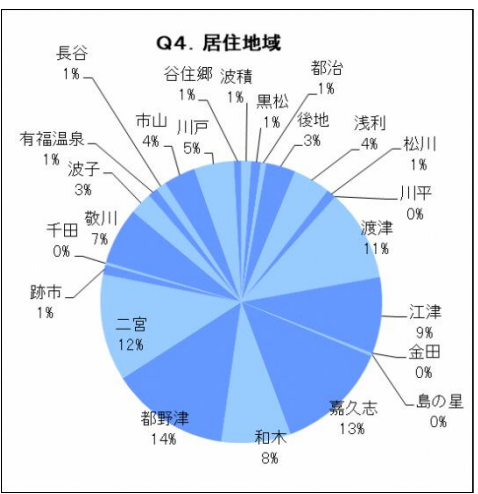
- 職業は、会社員等で59%と6割を占めています。



(4) 居住地域

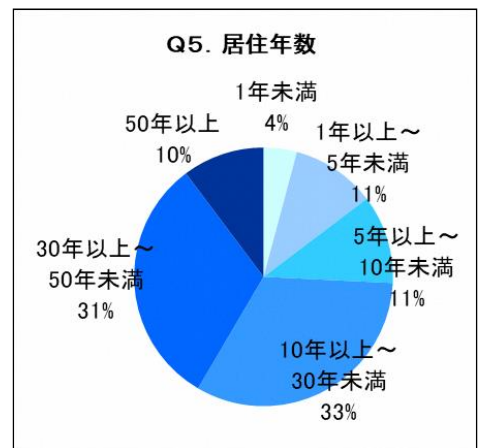
- 居住地域は、都野津、嘉久志、二宮、渡津の順に多く、この4地域で50%を占めます。
- 中学校区に従って下表のように地域区分すると、江津中央地域が44%、江津西地域が36%を占めます。

地域	地区	中学校区
江津中央	渡津、郷田、嘉久志、和木、松平	江津中学校
江津西	都野津、二宮、敬川、波子、有福、跡市	青陵中学校
江津東	浅利、都治、黒松、波積	江東中学校
桜江	谷住郷、川戸、市山、長谷、川越	桜江中学校



(5) 居住年数

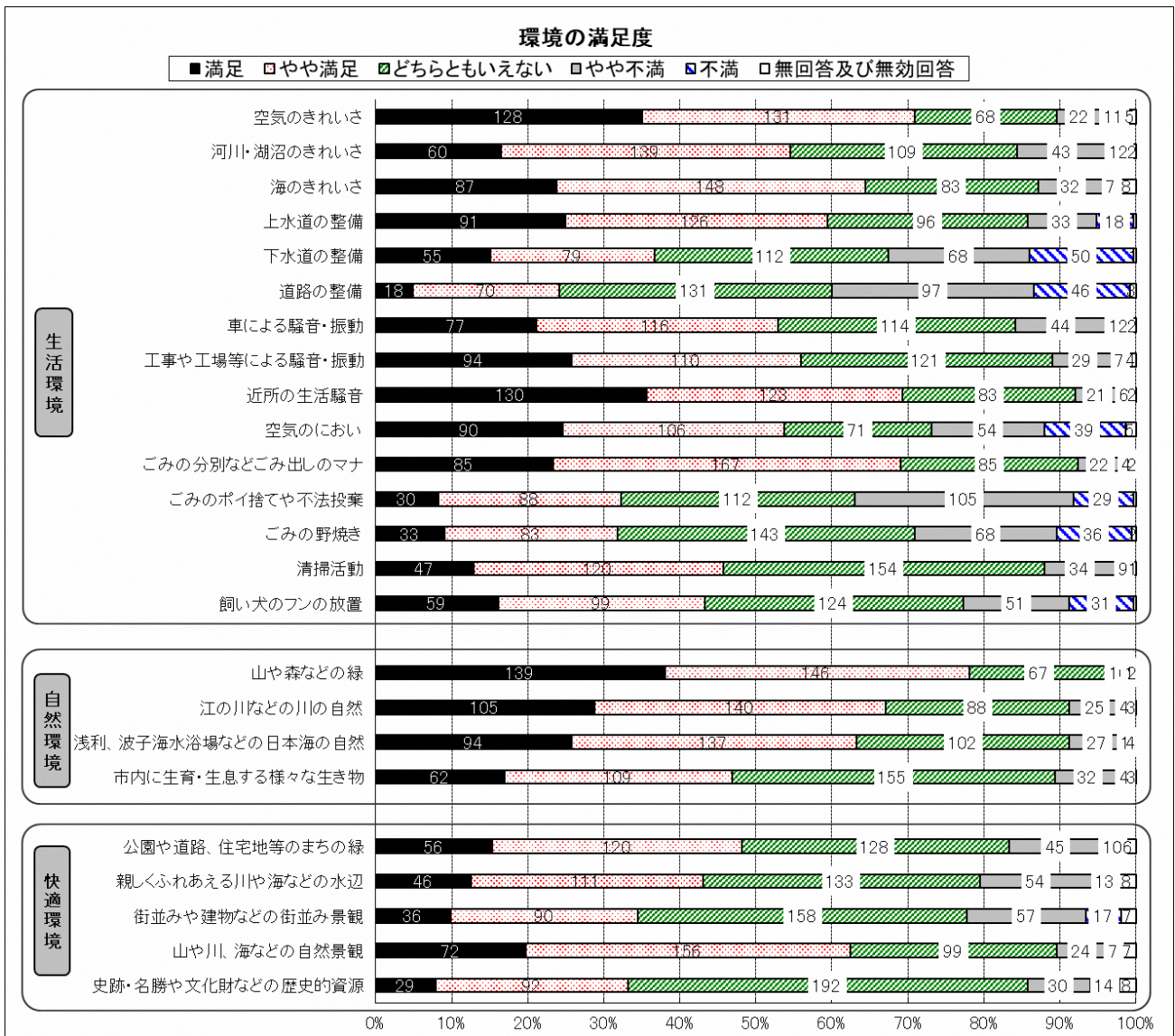
- 居住年数は、10年以上～30年未満が33%と最も多く、次いで30年以上～50年未満が31%で、この2つで64%を占めています。



【集計・解析】

前計画（平成24年）での市民アンケート結果との比較は、アンケートの設問内容も異なり、一概に比較はできませんが、傾向が比較できる項目については、＜前計画との比較＞としてその比較を行ないました。

【環境の満足度】



質問1. 生活環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「空気のきれいさ」で、次いで「ごみの分別などのごみ出しのマナー」「海のきれいさ」の順でした。
- 逆に、「不満」と「やや不満」の割合が最も多い項目は「道路の整備」「ごみのポイ捨てや不法投棄」で、次いで「下水道の整備」「ごみの野焼き」の順でした。特に、「道路の整備」「ごみのポイ捨てや不法投棄」は、「不満」と「やや不満」の割合が「満足」と「やや満足」の割合を上回っており、満足度が低いことがうかがえます。

<前計画との比較>

- 前計画で評価が高かったのは「空気のきれいさ」「近所の生活騒音」などで、逆に評価が低かったのは「ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」「道路の整備」などでした。
- 「空気のきれいさ」は前計画と変わらず評価されています。前計画でも評価が低かった「道路の整備」「ごみのポイ捨て」は改善されていないことがわかります。

質問2. 自然環境の満足度について

- 各項目とも「満足」と「やや満足」の割合が多く、総じて高い評価になっています。
- 中でも「山や森などの緑」は「満足」と「やや満足」の割合が最も多く、かつ「満足」の割合が最も多くなっています。

<前計画との比較>

- 前計画で最も評価が高かったのは「野山や森林、田畑などの緑の豊かさ」で、今回と同じ結果になっています
- 自然環境については、前計画も今回調査も同様の高い評価を受けています。

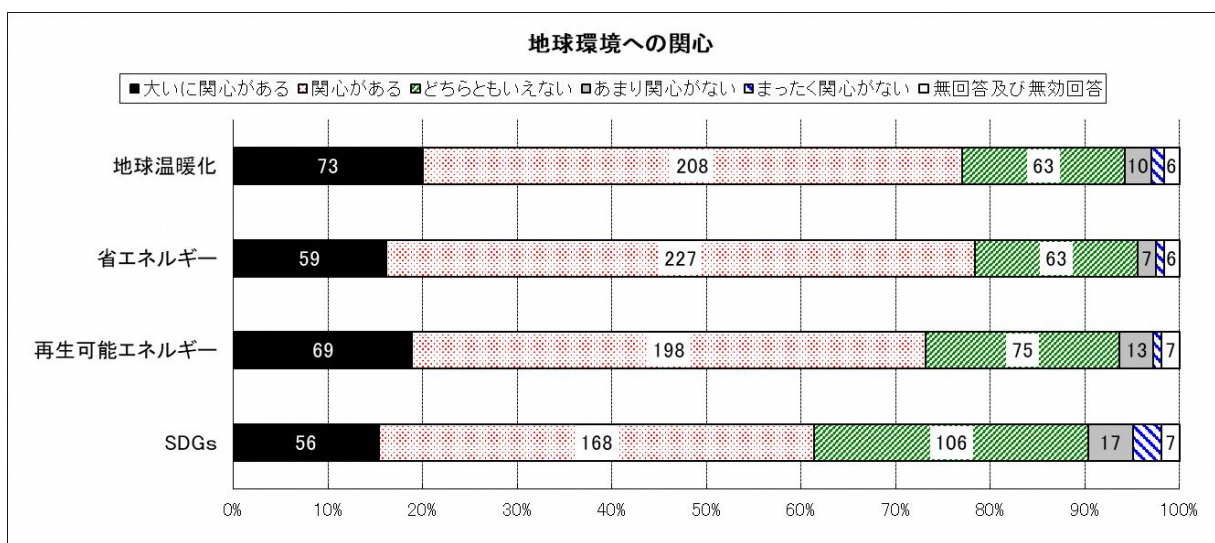
質問3. 快適環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「山や川、海などの自然景観」で、次いで「公園や道路、住宅地等のまちなみの緑化」の順でした。

<前計画との比較>

- 前計画で評価が高かったのは「きれいに清掃された空間（公園や広場）」「都市の緑化（街路樹や公園の緑など）」で、逆に評価が低かったのは「水と親しめる水辺の整備」「まちなみ景観の美しさ」「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊富さ」などでした。
- 前計画と同様、都市の緑化は市民の満足度が高いことがわかります。

質問4. 地球環境への関心について

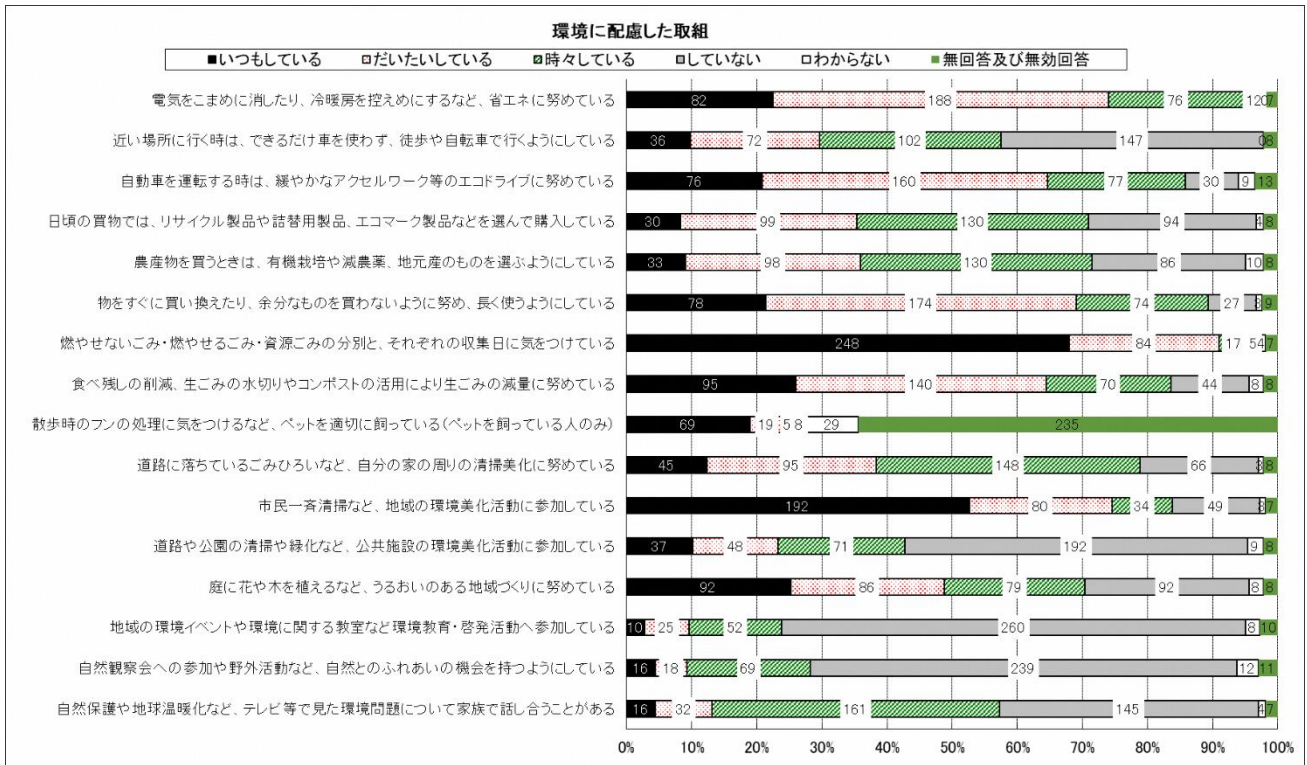


- 地球環境問題については、いずれの項目についても関心が高く、「SDGs」は相対的に低くなっています。「SDGs」を除くと「大いに関心がある」と「関心がある」を合わせると60%前後となっています。

<前計画との比較>

- 前計画では地球環境問題全般について尋ねましたが、最も関心が高かったのは「地球温暖化」でした。この傾向は今回調査でも同様でした。

質問5. 環境に配慮した取り組みについて

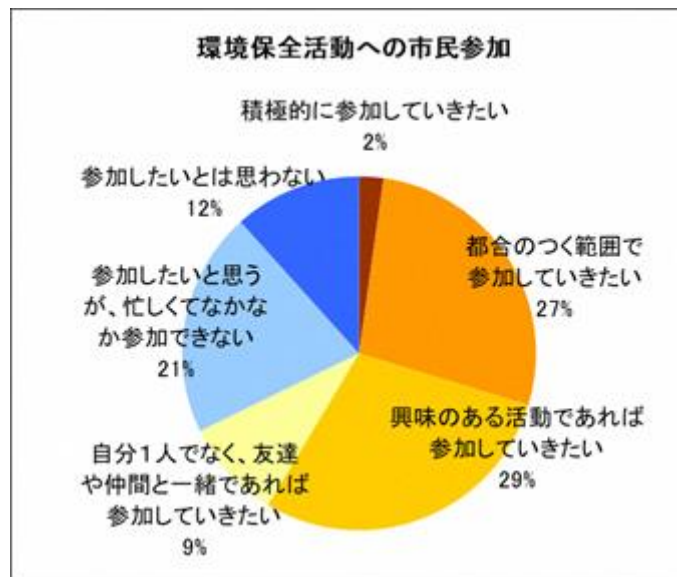


- 「いつもしている」の割合が最も多い項目は「燃やせないごみ・燃やせるごみ・資源ごみの分別と、それぞれの収集日に気をつけている」が68%、次いで「市民一斉清掃など、地域の環境美化活動に参加している」が53%とこの2つが突出しており、廃棄物処理については市民の取り組みの意識が高いといえます。
- 逆に、「していない」の割合が最も多い項目は「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」が71%、次いで「自然観察会への参加や野外活動など、自然とのふれあいの機会を持つようにしている」が65%とこの2つが突出しており、環境保全活動への参加の意欲が低いことがうかがえます。

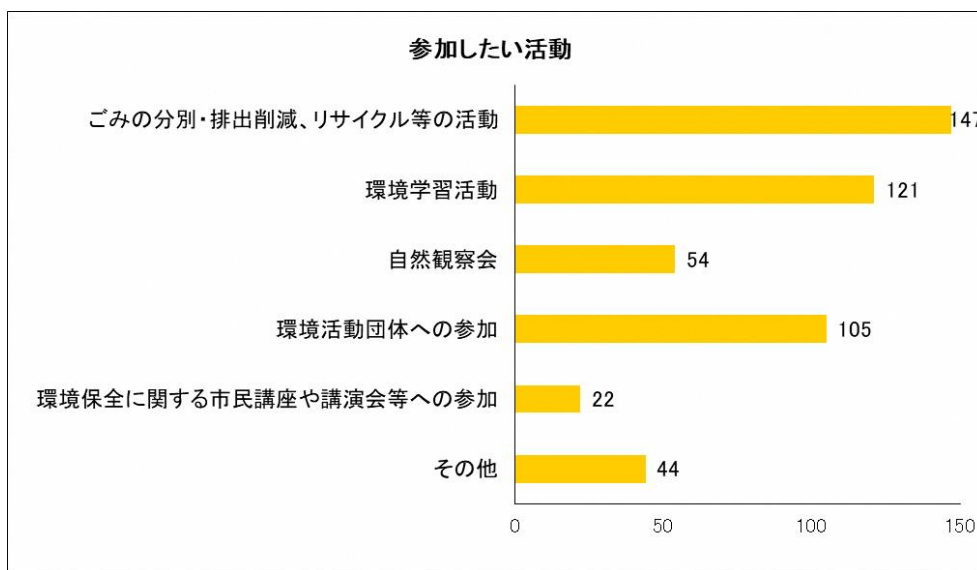
<前計画との比較>

- 前計画で「常に実施している」の割合が多い項目は、「吸い殻や空き缶などのポイ捨てはしない」「ごみをきちんと分別して出している」などの廃棄物処理に関する取組でした。
- 逆に、「実施する気はない」の割合が多い項目は、「マイカー利用をできるだけ自粛し、公共交通機関を利用している」「太陽光発電などのクリーンエネルギーを利用している」などの地球温暖化地策に関する取組でした。
- 廃棄物処理に関する取り組みが積極的に行なわれていることは今回調査も前計画と同様でしたが、環境保全活動への参加の意欲は全計画と比較して低下しているといえます。

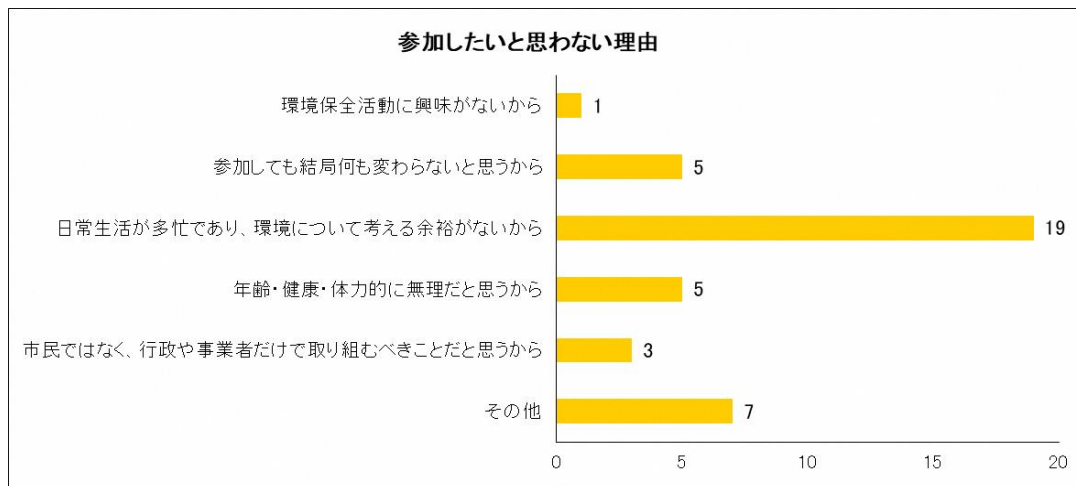
質問6. 環境保全活動への市民参加について



- 環境保全活動への市民参加について、割合の多い項目は「興味のある活動であれば参加していきたい」が29%で最も多く、次いで「都合のつく範囲で参加していきたい」27%でした。一方で、「参加したいとは思わない」は12%にとどまっており、機会があれば参加する余地は大いにあるといえます。



- 参加したい活動として回答数が最も多いのは、「ごみの分別・排出削減、リサイクル等の活動」で、次いで「環境学習活動」「環境活動団体への参加」となっています。

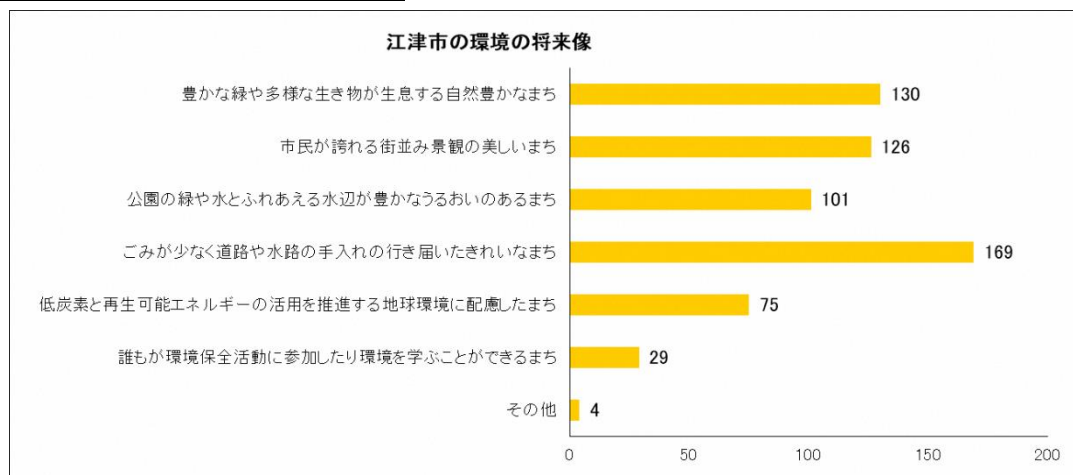


- また、参加しない理由として回答数が最も多いのは、「日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから」が突出しています。

<前計画との比較>

- 前計画では、環境保全活動の市民参加について割合の多い項目は「都合のつく範囲で参加していきたい」が43%でしたが、今回はその割合が27%と大きく減少しました。これは、市民が「都合のつく範囲で参加していきたい」から「興味のある活動であれば参加していきたい」と環境活動についても目的や意義を求めて参加を考える人が増えていると考えられます。
- 参加しない理由は、前計画は「年齢・健康・体力的に無理だと思うから」が最も多かったのですが、今回は「日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから」に変化しています。

質問7. 江津市の環境の将来像について



- 市民が考える江津市の環境の将来像について、最も多かったのは「ごみが少なく道路や水路の手入れの行き届いたきれいなまち」で、次いで「豊かな緑や多様な生き物が生息する自然豊かなまち」「市民が誇れる街並み景観の美しいまち」でした。
- 「誰もが環境保全活動に参加したり環境を学ぶことができるまち」や「低炭素と再生可能エネルギーの活用を推進する地球環境に配慮したまち」をあげる人は相対的に少数でした。
- 市民は、身近な生活環境を大切にしたいという意識が最も高く、豊かな自然環境や美しいまちを望ん

でいることがわかります。

<前計画との比較>

- 前計画では、「空気や川の水がきれいで公害のないまち」が突出していました。市民が考える本市の環境の将来像は、公害という生活環境に係る具体的な負荷から、自然やまちの美しさという快適環境にシフトしているといえます。

■自由記述■

- 自由記述で書かれた内容を分野別の項目毎に整理し、細目毎の件数とその主な意見の主旨をとりまとめると、以下のようになります。

意見の内容	件数
1. 自然環境	
特定外来生物の対策	2
自然環境や自然景観の保全	1
森林整備・保全	2
鳥獣害対策	2
自然とのふれあいの場の確保・整備	2
2. 生活環境	
水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止	12
ごみ出し、分別の要望・改善点	9
ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きなどに対する指導、海岸ごみなど	15
犬猫等のふん尿被害など	3
3. 快適環境	
空き家対策・空き地の管理（草刈り等）、環境美化など	4
道路・河川等の環境整備（草刈り、枝打ち等）、河川氾濫対策	14
公園・緑地等の環境整備	7
上下水道整備、料金改定等	7
公共施設の効率的な整備	7
災害対策	5
4. 環境保全活動	
清掃活動・環境美化活動の支援	5
環境保全活動や担い手育成への支援	6
環境教育・環境学習の推進	3
5. その他	
市役所に対する要望	5
その他（環境全般・その他）	13
その他（アンケートについて）	4

2. 事業者アンケート調査

■調査概要■

事業者アンケート調査は、本市の環境に対する事業者の意識を把握するために、市内に事業所を持つ200事業者に対して行いました。調査概要は、以下のとおりです。

調査期間：令和4（2022）年6月14日（発送）～6月30日（返信締切）

調査対象：江津商工会議所及び桜江町商工会の会員名簿より、まず規模の大きい事業所を半数に当たる100事業所程度抽出し、残りの半数は産業分類の偏りがないうよう抽出

調査方法：調査票を郵便にて送付・返信

配布数：200部

回収数：96部

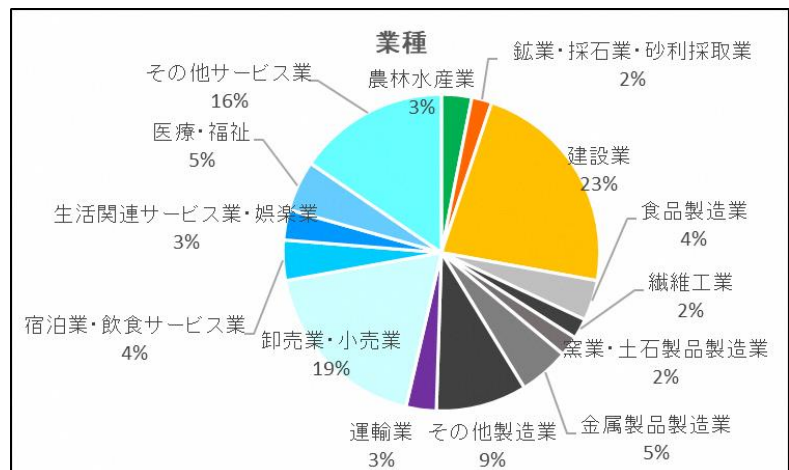
回収率：48.0%

■調査結果のまとめ■

【対象者の属性】

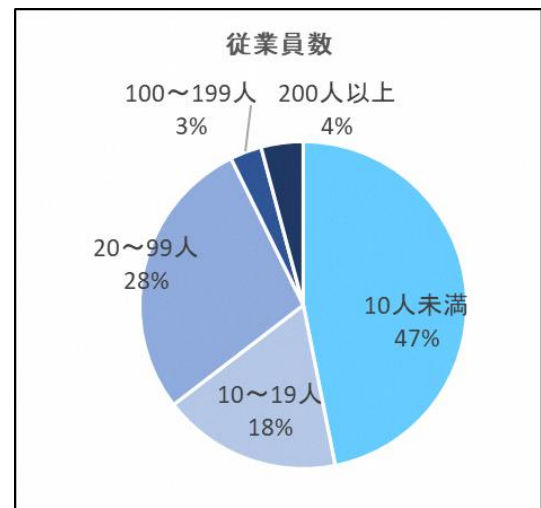
(1) 業種

業種は「サービス業」が47%を占め最も多く、次いで「建設業」が23%、「製造業」が22%となっています。



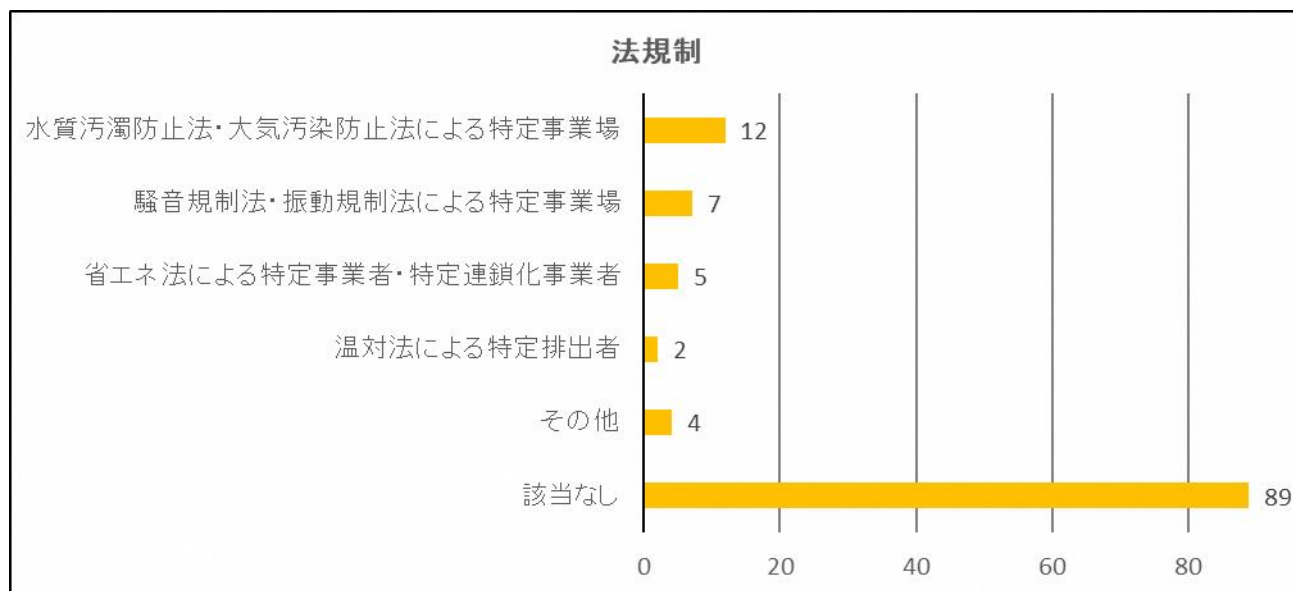
(2) 従業員数

従業員数は、10人未満が47%と最も多く、100人以下が93%を占めています。



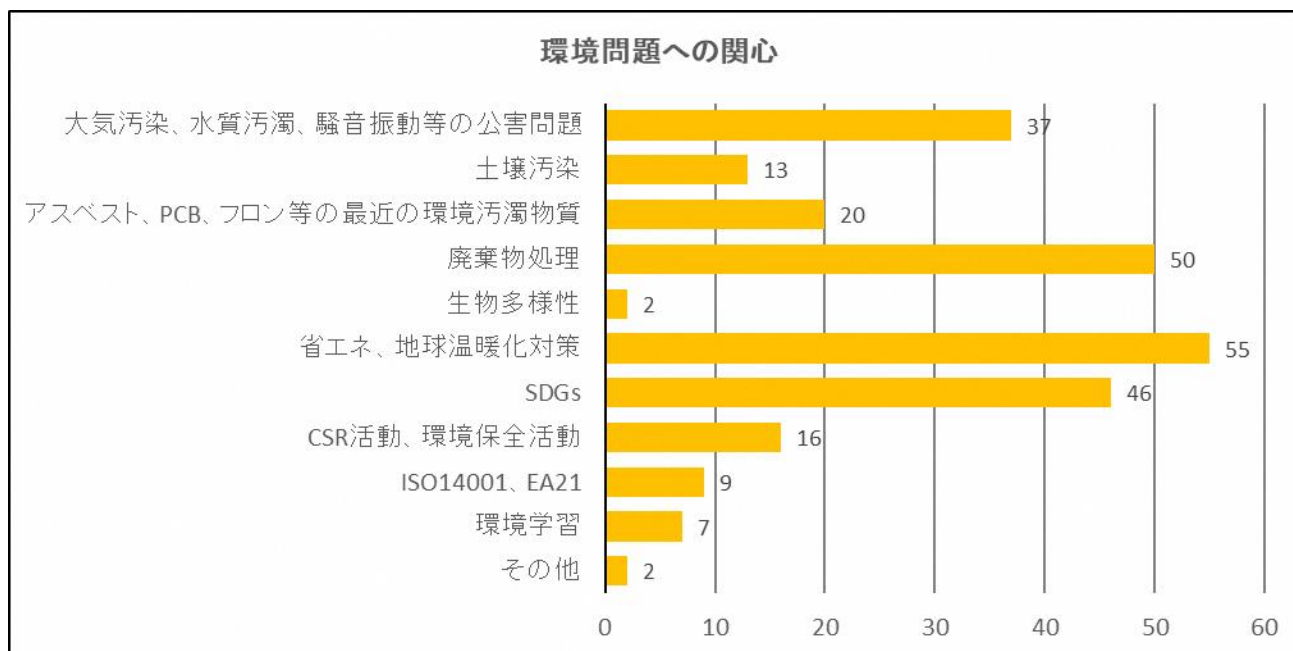
(3) 法規制

法規制は、「該当なし」が 89 件で、回答した 96 事業所の 93%を占めています。該当する法規制は「水質汚濁防止法・大気汚染防止法による特定事業場」が 12 件と最も多くなっています。



(4) 環境問題への関心

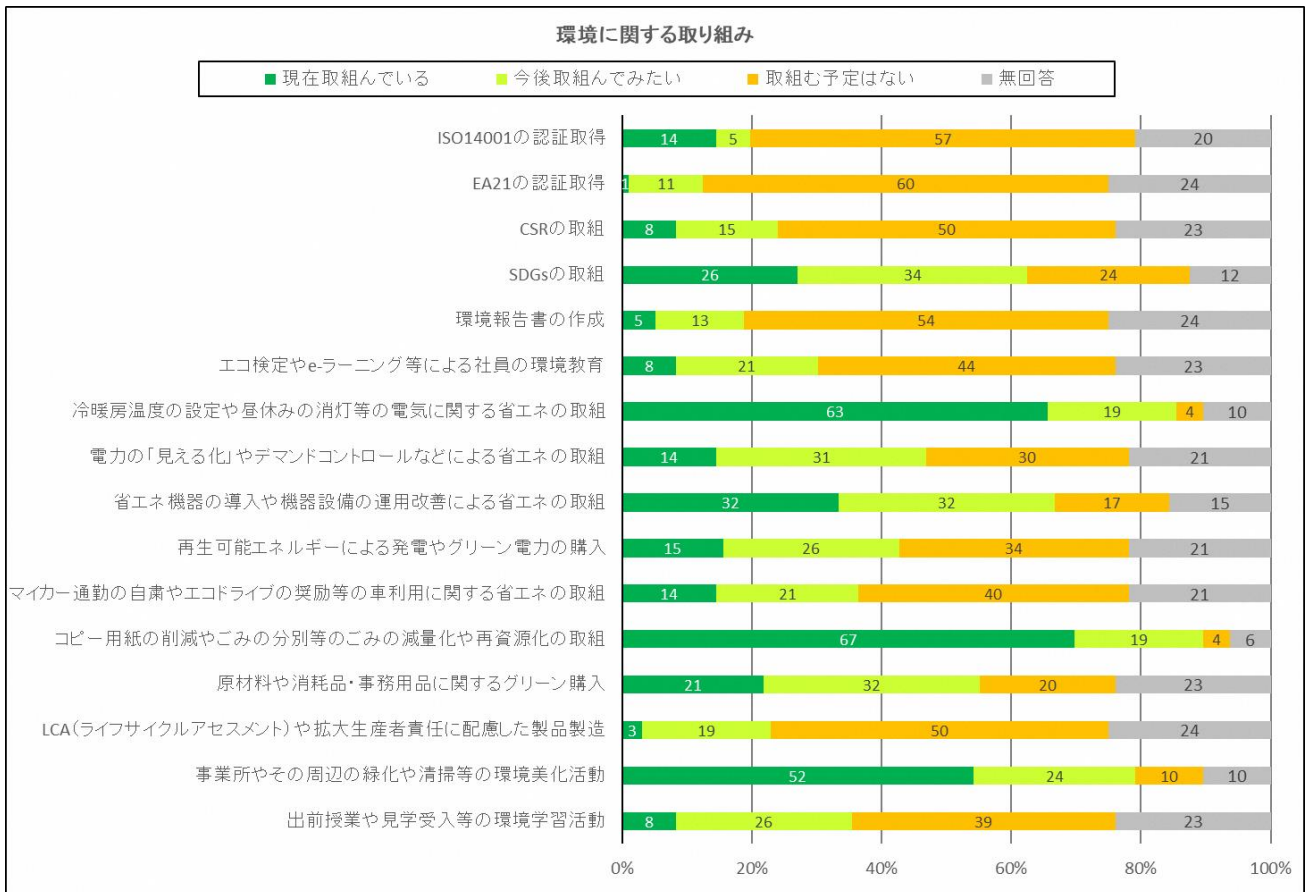
環境問題への関心は、「省エネ、地球温暖化対策」が 55 件と最も多く、次いで「廃棄物処理」50 件、「SDGs」46 件、「大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題」37 件で、この 4 項目の回答が突出しています。



【設問】

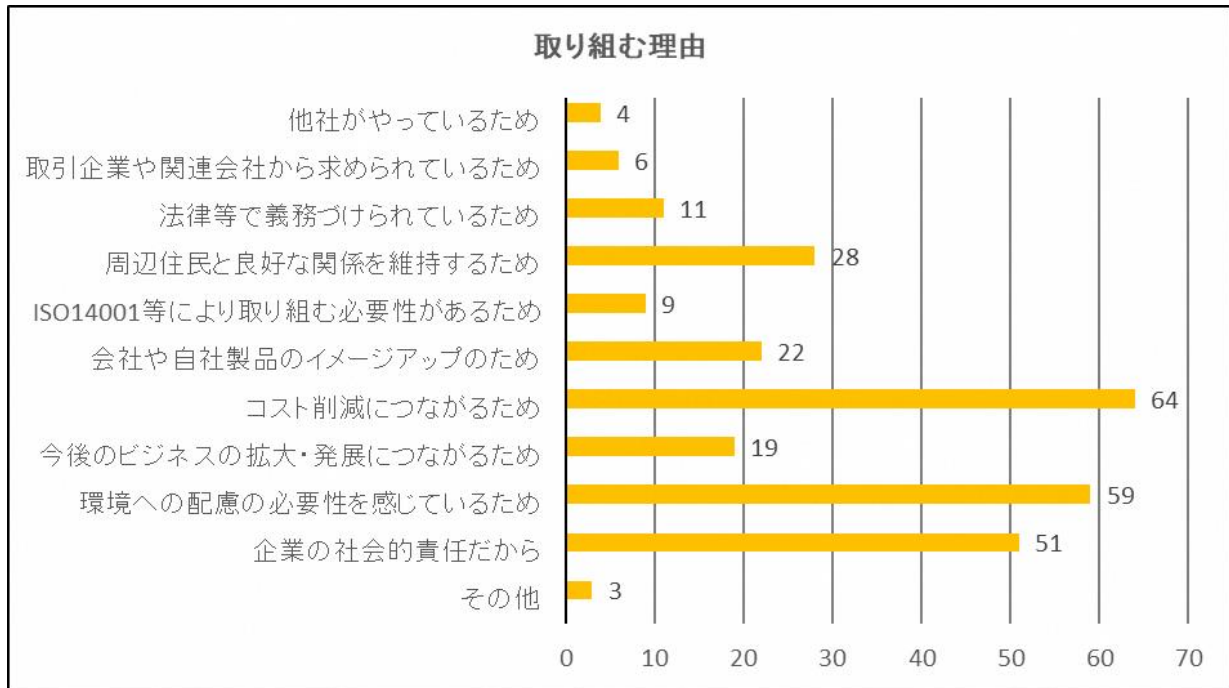
質問1. 環境問題に関する取組

- 「現在取組んでいる」の割合が多かったのが、手軽にできる省エネ、ごみ減量化・再資源化、環境美化活動などの身近な取組でした。
- 「今後取組んでみたい」の割合が多かったのが、SDGsの取組、省エネ機器の導入・機器設備の運用改善や電力のピークカット・ピークシフトによる省エネ、グリーン購入でした。
- 「取組む予定はない」の割合が多かったのが、各種マネジメントシステムの認証取得、環境報告書の作成やCSR活動などのソフトな取組、LCAや拡大生産者責任に配慮した製品製造でした。



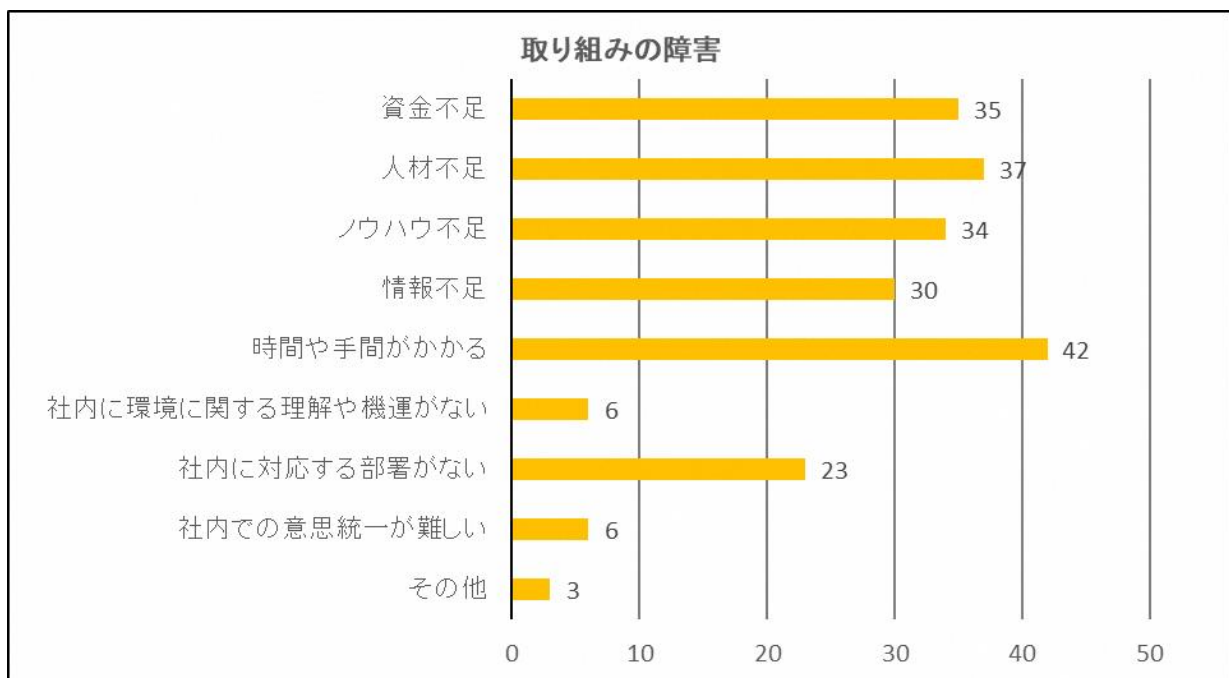
質問2. 取り組む理由

- 前問のような環境活動に取り組む理由としては、「コスト削減につながるため」「環境への配慮の必要性を感じているため」「企業の社会的責任だから」の回答が多くあげられ、環境への配慮の必要性は強く認識されていました。



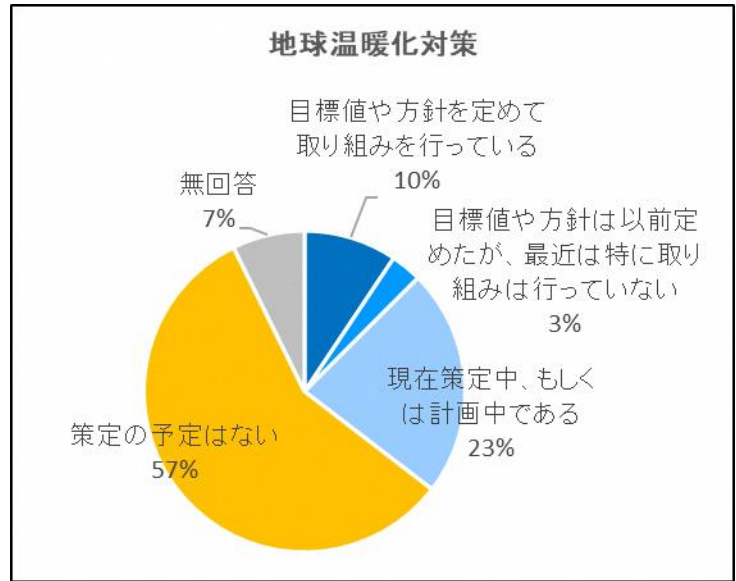
質問3. 取り組みの障害

- 取組の障害になっているものは、「時間や手間がかかる」を筆頭に、「人材不足」「資金不足」「ノウハウ不足」「情報不足」をあげた事業者が多くありました。
- 「社内に環境に関する理解や機運がない」「社内での意思統一が難しい」「社内に対応する部署がない」などの社内的な要因をあげた事業者は少なく、時間や手間、人材や資金、ノウハウや情報等の問題が解決できれば、取組に対する潜在意識は高いことがうかがわれます。



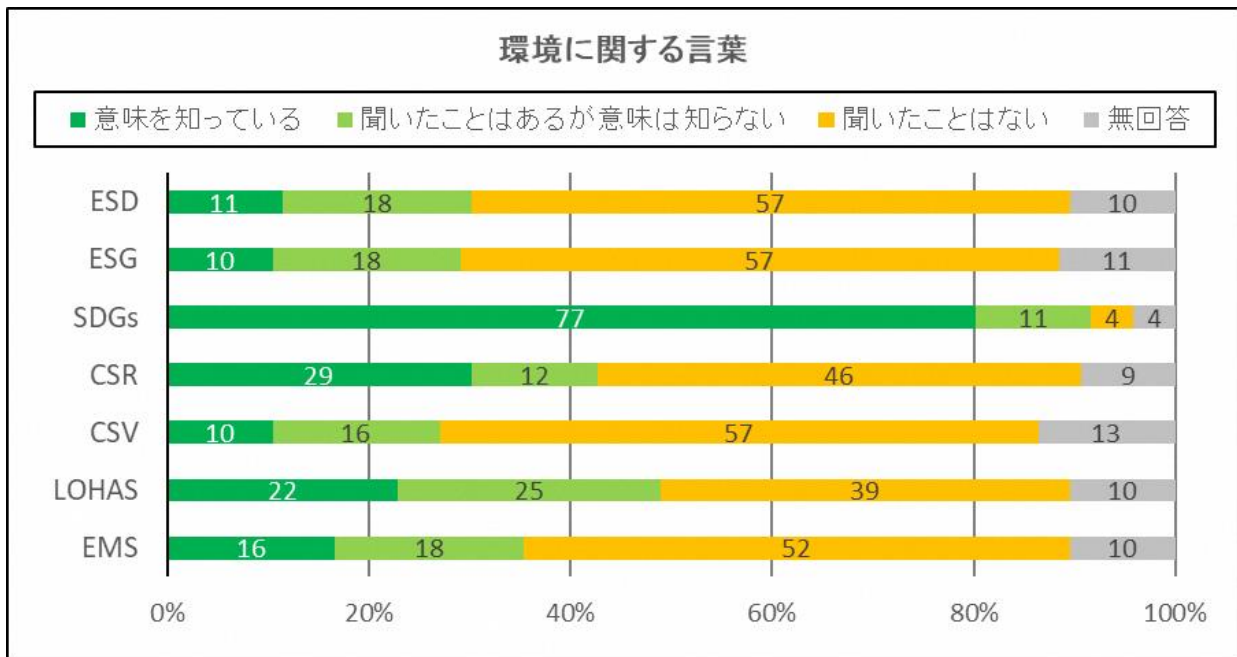
質問4. 地球温暖化対策

- 「策定の予定はない」が57%で、地球温暖化対策についての取組が進んでいないことが分かります。これは「対象者の属性」において、業種は「サービス業」の中小企業が多かったことによるものと考えられます。
- 一方、「現在策定中、もしくは計画途中である」の回答は23%あり、「質問1. 環境問題への関心」では、「今後取組んでみたい」活動として、省エネ機器の導入・機器設備の運用改善や電力のピークカット・ピークシフトによる省エネ等があげられており、潜在的な取組のシーズ（種）はあるものと考えられます。



質問5. 環境に関する言葉

- 近年、世界的な環境意識の高まりとともに、環境に関する様々な外来語が社会の中で使われています。本設問は、これらの用語の認知度を聞くことにより、現在のグローバル社会の中での事業者の環境意識を問うものです。
- 「意味を知っている」の回答が77件と突出して多かったのは「SDGs」で、この言葉が事業者にも深く浸透していることをうかがわせます。「SDGs」に次いで「意味を知っている」の回答が多かったのは「CSR」と「LOHAS」でした。
- 「ESG」「ESD」「CSV」は、「意味を知っている」の回答が少なく、かつ「聞いたことはない」の回答が多く、これらに対する事業者の認知度が低いことがわかります。

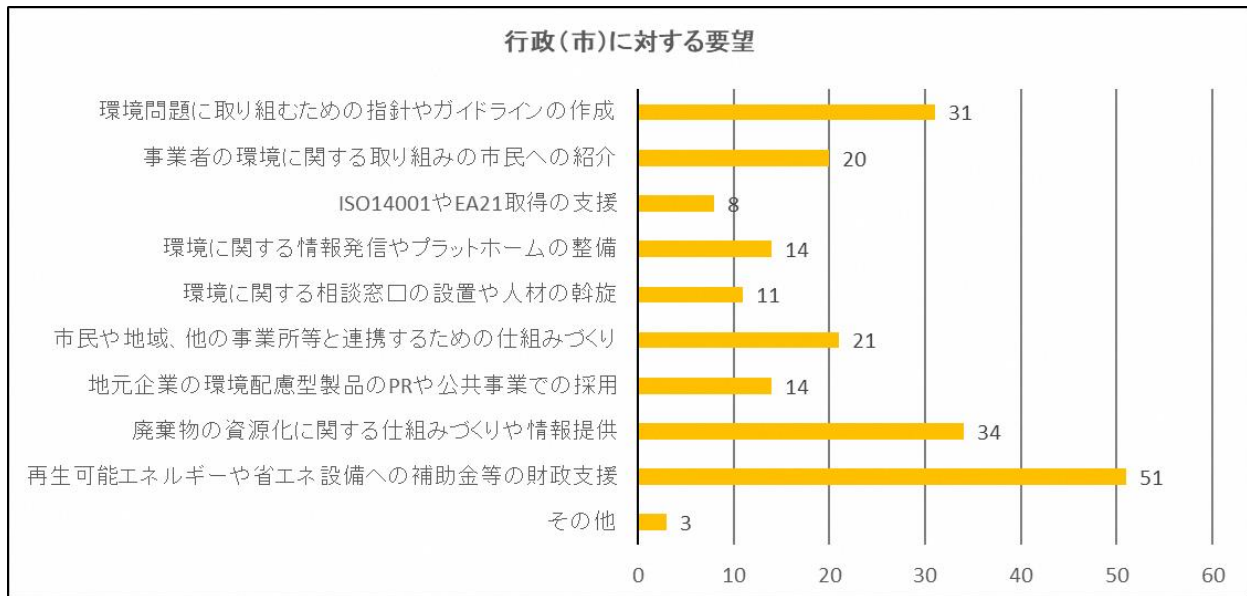


なお、各用語の意味・内容は以下のとおりです。

用語	意味・内容
ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)	環境、貧困、人権、平和、開発等の様々な社会問題に身近なところから取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
ESG：環境・社会・企業統治 (Environment Social Governance)	企業が、長期的に成長するために必要な3つの要素で、機関投資家の投資の意思決定において重要視される
SDGs：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)	極度の貧困、不平等・不正義をなくし、地球のより良き将来を実現するために、2015年の国連総会で採択された今後15年間の具体的な行動指針
CSR：企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)	企業が利潤を追求するだけでなく、その組織活動が社会へ与える影響に責任を持つこと。わが国では企業が行う社会貢献活動を指すことが多い
CSV：共通価値の創造 (Creating Shared Value)	企業が、社会的なニーズや問題に取り組むことにより社会的価値を創造し、その結果、事業の経済的な価値もあわせて創造されること
LOHAS：健康的で持続可能な生活スタイル (Lifestyles of Health and Sustainability)	心身の健康及び持続可能な社会や地球環境に配慮し、心豊かに暮らす生活スタイル
EMS：エネルギー管理システム (Energy Management System)	電力使用量を可視化し、節電の為に機器制御等、総合的に電力の管理を行うシステム

質問6. 行政（市）に対する要望

- 行政（市）に対する要望で、突出して多かったのは「再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援」で、次いで「廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供」「環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成」でした。省エネや廃棄物処理などの事業と深くかかわる課題についての要望が多いことが分かります。
- 逆に少なかったのは、「ISO14001 や EA21 取得の支援」「環境に関する相談窓口の設置や人材の斡旋」や「環境に関する情報発信やプラットフォームの整備」「地元企業の環境配慮型製品の PR や公共事業での採用」でした。ソフト面でのニーズは少ないと言えます。



自由記述

事業者アンケートでは、自由記述欄への書き込みは3件でした。

- 環境に関する取組の重要性 2件
- 特定外来生物の対策 1件

■アンケート鑑・調査票■

江津市の環境に関するアンケート調査のご協力をお願い



江津市の環境をより良くするために、
あなたのご意見をお聞かせください！！



皆様には、平素より本市の環境行政についてご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、本市の環境の現状や社会動向をふまえ、環境の立場から今後あるべき市の将来像を定め、その実現のための施策や取り組みについて、市民・事業者・市それぞれの目標や役割を明確にするための「江津市環境基本計画」を本年度中に改定することとしており、現在作業を進めているところです。本計画の改定にあたっては、市民の皆様にご協力いただきアンケート調査を通じてご参加いただくことにより、皆様の意向を十分に反映したものにしていきたいと考えています。

つきましては、何卒趣旨をお汲み取りいただき、本アンケート調査の回答について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、無作為に抽出した1,000人の市民の方を対象に実施させていただいております。

この調査の結果について、回答者を公表することや、上記以外の目的に使用することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年6月

江津市長 山下 修
(市民生活課)

◎回答に際してのお願い

- 記入方法は、あてはまる欄や番号に○を記入するか、()内に直接記入して下さい。
 - ボールペン等で、はっきりとわかりやすく記入して下さい。
 - ご多忙のところとは存じますが、令和4年6月30日(木)までに同封の返信用封筒(※)で下記(「本調査の委託先」)の東和环境科学株式会社までご返送ください。
- (※) 返信用封筒は切手不要ですのでそのまま投函してください。ただし、6月30日(木)までが差出有効期限となっておりますのでご注意ください。

◎本調査の委託先

本調査は、調査・分析専門機関である東和环境科学株式会社(本社 広島市)に委託して行っています。

◎本アンケート調査に関するお問い合わせ先

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL : 0855-52-7936

FAX : 0855-52-1557

江津市 市民生活課 生活環境係

2. あなたは江津市の環境について、どのように感じておられますか？

質問1. 生活環境の満足度について

生活環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
記入例) ○○について ⇒		1	2	③	4	5
大 気	1) 空気のきれいさ	1	2	3	4	5
水 質	2) 河川・湖沼のきれいさ	1	2	3	4	5
	3) 海のきれいさ	1	2	3	4	5
生活基盤	4) 上水道の整備	1	2	3	4	5
	5) 下水道の整備	1	2	3	4	5
	6) 道路の整備	1	2	3	4	5
騒 音 振 動	7) 車による騒音・振動	1	2	3	4	5
	8) 工事や工場等による騒音・振動	1	2	3	4	5
	9) 近所の生活騒音	1	2	3	4	5
悪 臭	10) 空気のおい	1	2	3	4	5
廃棄物の 処 理	11) ごみの分別などごみ出しのマナー	1	2	3	4	5
	12) ごみのポイ捨てや不法投棄	1	2	3	4	5
	13) ごみの野焼き	1	2	3	4	5
環境美化	14) 清掃活動	1	2	3	4	5
	15) 飼い犬のフンの放置	1	2	3	4	5

質問2. 自然環境の満足度について

自然環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) 山や森などの緑	1	2	3	4	5
2) 江の川などの川の自然	1	2	3	4	5
3) 浅利、波子海水浴場などの日本海の自然	1	2	3	4	5
4) 市内に生育・生息する様々な生き物	1	2	3	4	5

質問3. 快適環境の満足度について

快適環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1) 公園や道路、住宅地等のまちなみ	1	2	3	4	5
2) 親しくふれあえる川や海などの水辺	1	2	3	4	5
3) 街並みや建物などの街並み景観	1	2	3	4	5
4) 山や川、海などの自然景観	1	2	3	4	5
5) 史跡・名勝や文化財などの歴史的資源	1	2	3	4	5

質問4. 地球環境への関心について

地球環境に関するそれぞれの項目について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	大いに 関心がある	関心がある	どちらとも いえない	あまり 関心がない	まったく 関心がない
1) 地球温暖化	1	2	3	4	5
2) 省エネルギー	1	2	3	4	5
3) 再生可能エネルギー	1	2	3	4	5
4) SDGs ※	1	2	3	4	5

※ SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

3. 環境の取組についてお聞きします

質問5. 環境に配慮した取り組みについて

あなたの普段の生活の中での環境に配慮した取組の実施状況について、あてはまる番号に1つ〇印をつけてください。

項 目	いつも している	だいたい している	時々 している	して いない	わから ない
1) 電気をこまめに消したり、冷暖房を控えるにするなど、省エネに努めている	1	2	3	4	5
2) 近い場所に行く時は、できるだけ車を使わず、徒歩や自転車で行くようにしている	1	2	3	4	5
3) 自動車を運転する時は、緩やかなアクセルワーク等のエコドライブに努めている	1	2	3	4	5
4) 日頃の買物では、リサイクル製品や詰替用製品、エコマーク製品などを選んで購入している	1	2	3	4	5
5) 農産物を買うときは、有機栽培や減農薬、地元産のものを選ぶようにしている	1	2	3	4	5
6) 物をすぐに買い換えたり、余分なものを買わないように努め、長く使うようにしている	1	2	3	4	5
7) 燃やせないごみ・燃やせるごみ・資源ごみの分別と、それぞれの収集日に気をつけている	1	2	3	4	5
8) 食べ残しの削減、生ごみの水切りやコンポストの活用により生ごみの減量に努めている	1	2	3	4	5
9) 散歩時のフンの処理に気をつけるなど、ペットを適切に飼っている（ペットを飼っている人のみ）	1	2	3	4	5
10) 道路に落ちているごみひろいなど、自分の家の周りの清掃美化に努めている	1	2	3	4	5
11) 市民一斉清掃など、地域の環境美化活動に参加している	1	2	3	4	5
12) 道路や公園の清掃や緑化など、公共施設の環境美化活動に参加している	1	2	3	4	5
13) 庭に花や木を植えるなど、うるおいのある地域づくりに努めている	1	2	3	4	5
14) 地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している	1	2	3	4	5
15) 自然観察会への参加や野外活動など、自然とのふれあいの機会を持つようにしている	1	2	3	4	5
16) 自然保護や地球温暖化など、テレビ等で見た環境問題について家族で話し合うことがある	1	2	3	4	5

4. 環境保全活動の参加についてお聞きします

質問6. 環境保全活動への市民参加について

(問1) 今後、環境保全を進めていくうえで、行政、事業者の取り組みはもとより、市民の皆さんの参加がますます重要となってきますが、参加についてのあなたのお考えを次の1～6の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 積極的に参加したい
 2. 都合のつく範囲で参加したい
 3. 興味のある活動であれば参加したい
 4. 自分1人でなく、友達や仲間と一緒にあれば参加したい
 5. 参加したいと思うが、忙しくてなかなか参加できない
 6. 参加したいとは思わない ⇒ (問3) △
- ⇒ (問2) △

(問2) 問1で「1. 積極的に参加していきたい」から「5. 参加したいと思うが、忙しくてなかなか参加できない」と回答された方にお聞きします。参加したい活動はどのようなものですか。次の1～7の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 地域の環境美化活動
2. ごみの分別・排出削減、リサイクル等の活動
3. 環境学習活動
4. 自然観察会
5. 環境活動団体への参加
6. 環境保全に関する市民講座や講演会等への参加
7. その他
()

(問3) 問1で「6. 参加したいとは思わない」と回答された理由について、次の1～6の中から1つ選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 環境保全活動に興味がないから
2. 参加しても結局何も変わらないと思うから
3. 日常生活が多忙であり、環境について考える余裕がないから
4. 年齢・健康・体力的に無理だと思うから
5. 市民ではなく、行政や事業者だけで取り組むべきことだと思うから
6. その他 ()

5. 市の環境保全に関する施策についてお聞きします

質問7. 江津市の環境の将来像について

あなたが考える江津市の目指すべき環境の将来像について、次の1～9の中から3つ以内で選び、該当する番号に○印をつけてください。

1. 水や空気がきれいで静かな公害のないまち
2. 廃棄物が少ない資源が循環するまち
3. 豊かな緑や多様な生き物が生息する自然豊かなまち
4. 市民が誇れる街並み景観の美しいまち
5. 公園の緑や水とふれあえる水辺が豊かなうるおいのあるまち
6. ごみが少なく道路や水路の手入れの行き届いたきれいなまち
7. 低炭素と再生可能エネルギーの活用を推進する地球環境に配慮したまち
8. 誰もが環境保全活動に参加したり環境を学ぶことができるまち
9. その他（ ）

自由記述

環境保全全般について、市へのご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

江津市の環境に関するアンケート調査のご協力をお願い



江津市の環境をより良くするために、
あなたのご意見をお聞かせください！！



皆様には、平素より本市の環境行政についてご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、本市の環境の現状や社会動向をふまえ、環境の立場から今後あるべき市の将来像を定め、その実現のための施策や取り組みについて、市民・事業者・市それぞれの目標や役割を明確にするための「江津市環境基本計画」を本年度中に改定することとしており、現在作業を進めているところです。本計画の改定にあたっては、事業者の皆様にご協力いただきアンケート調査を通じてご参加いただくことにより、皆様の意向を十分に反映したものにしていきたいと考えています。

つきましては、何卒趣旨をお汲み取りいただき、本アンケート調査の回答について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、江津市内の200事業所の事業者の方を対象に実施させていただいております。

この調査の結果について、回答者を公表することや、上記以外の目的に使用することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年6月

江津市長 山下 修
(市民生活課)

◎回答に際してのお願い

- 記入方法は、あてはまる欄や番号に○を記入するか、()内に直接記入して下さい。
- ボールペン等で、はっきりとわかりやすく記入して下さい。
- ご多忙のところとは存じますが、令和4年6月30日(木)までに同封の返信用封筒(※)で下記(「本調査の委託先」)の東和環境科学株式会社までご返送ください。

(※) 返信用封筒は切手不要ですのでそのまま投函してください。ただし、6月30日(木)までが差出有効期限となっておりますのでご注意ください。

◎本調査の委託先

本調査は、調査・分析専門機関である東和環境科学株式会社(本社 広島市)に委託して行っています。

◎本アンケート調査に関するお問い合わせ先

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL : 0855-52-7936

FAX : 0855-52-1557

江津市 市民生活課 生活環境係

1. 貴社についておたずねします

(1) 業種

貴社の業種は以下のうちどれですか？

該当する番号に 1つ〇印をつけてください。

- ① 農林水産業 ② 鉱業・採石業・砂利採取業 ③ 建設業 ④ 食料品製造業
⑤ 繊維工業 ⑥ 窯業・土石製品製造業 ⑦ 金属製品製造業 ⑧ その他製造業
⑨ 運輸業 ⑩ 卸売業・小売業 ⑪ 宿泊業・飲食サービス業
⑫ 生活関連サービス業・娯楽業 ⑬ 医療・福祉 ⑭ その他サービス業

(2) 従業員数

貴社の従業員数は以下のうちどれですか？（江津市内の事業所に勤務されている方の人数）

該当する番号に 1つ〇印をつけてください。

- ① 10人未満 ② 10人～19人 ③ 20人～99人 ④ 100人～199人
⑤ 200人以上

(3) 法規制

貴社はどのような法規制の対象になっていますか？

該当する番号に いくつでも〇印をつけてください。

- ① 水質汚濁防止法・大気汚染防止法による特定事業場 ④ 温対法による特定排出者
② 騒音規正法・振動規制法による特定事業場
③ 省エネ法による特定事業者・特定連鎖化事業者 ⑤ その他（ ）
⑥ 該当無し

(4) 環境問題への関心

貴社はどのような環境問題に関心がありますか？

該当する番号に いくつでも〇印をつけてください。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害問題 ② 土壌汚染
③ ダイオキシン、アスベスト、PCB、フロン等の化学物質による環境汚濁物質
④ 廃棄物処理 ⑤ 生物多様性 ⑥ 省エネ、地球温暖化対策 ⑦ SDGs
⑧ CSR活動※、環境保全活動 ⑨ ISO14001、EA21 ⑩ 環境学習
⑪ その他（ ）

※ 「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」とよばれる。企業も社会の一員として、持続可能な社会の構築に取り組む責任があるという考え方による活動。

2. 貴社の環境に関する取組についておたずねします

質問1. 環境に関する取組み

貴社は環境に関してどのような取組を行っていますか？

3つの項目のうち該当する項目に○印をつけてください。

項 目	現在取組 んでいる	今後取組 んでみたい	取組む予 定はない
記入例) ○○について ⇒	○		
1) ISO14001の認証取得			
2) EA21の認証取得			
3) CSRの取組			
4) SDGs の取組			
5) 環境報告書の作成			
6) エコ検定やe-ラーニング等による社員の環境教育			
7) 冷暖房温度の設定や昼休みの消灯等の電気に関する省エネの取組			
8) 電力の「見える化」やデマンドコントロールなどによる省エネの取組			
9) 省エネ機器の導入や機器設備の運用改善による省エネの取組み			
10) 再生可能エネルギーによる発電やグリーン電力の購入			
11) マイカー通勤の自粛やエコドライブの奨励等の車利用に関する省エネの取組み			
12) コピー用紙の削減やごみの分別等のごみの減量化や再資源化の取組み			
13) 原材料や消耗品・事務用品に関するグリーン購入			
14) LCA (ライフサイクルアセスメント) や拡大生産者責任に配慮した製品製造			
15) 事業所やその周辺の緑化や清掃等の環境美化活動			
16) 出前授業や見学受入等の環境学習活動			

質問2. 取り組む理由

「質問1」のような環境に関する取り組みを行っているのはなぜですか？
該当する番号にいくつでも〇印をつけてください。

- ① 他社がやっているため
- ② 取引企業や関連会社から求められているため
- ③ 法律等で義務づけられているため
- ④ 周辺住民と良好な関係を維持するため
- ⑤ ISO14001 等により取り組む必要性があるため
- ⑥ 会社や自社製品のイメージアップのため
- ⑦ コスト削減につながるため
- ⑧ 今後のビジネスの拡大・発展につながるため
- ⑨ 環境への配慮の必要性を感じているため
- ⑩ 企業の社会的責任だから
- ⑪ その他（ ）

質問3. 取り組みの障害

「質問1」のような環境に関する取り組みを行う上で、どのような障害がありますか？
該当する番号にいくつでも〇印をつけてください。

- ① 資金不足 ② 人材不足 ③ ノウハウ不足 ④ 情報不足
- ⑤ 時間や手間がかかる ⑥ 社内に環境配慮に関する理解や機運がない
- ⑦ 社内に対応する部署がない ⑧ 社内での意思統一が難しい
- ⑨ その他（ ）

質問4. 地球温暖化対策

貴社は自社の温室効果ガス排出削減について、目標や行動計画を定めて取組を行っていますか？
該当する番号に1つ〇印をつけてください。

- ① 目標値や行動計画を定めて取組を行っている
- ② 目標値や行動計画は以前定めたが、最近は特に取組は行っていない
- ③ 現在策定中、もしくは計画中である
- ④ 取組の予定はない

質問5. 環境に関する言葉

近年は社会的に環境意識が高まり、環境に関する様々な新しい言葉が使われています。次の言葉はご存知ですか？

3つの項目のうち該当する項目に○印をつけてください。

言葉	意味を知っている	聞いたことはあるが意味は知らない	聞いたことはない
1) ESD (Education for Sustainable Development)			
2) ESG (Environment Social Governance)			
3) SDG s (Sustainable Development Goals)			
4) CSR (Corporate Social Responsibility)			
5) CSV (Creating Shared Value)			
6) LOHAS (Lifestyles of Health and Sustainability)			
7) EMS (Energy Management System)			

質問6. 行政（市）に対する要望

今後、行政（市）に推進して欲しいと思う環境施策は何ですか？

該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

- ① 環境問題に取り組むための指針やガイドラインの作成
- ② 事業者の環境に関する取組の市民への紹介
- ③ ISO14001やEA21取得の支援
- ④ 環境に関する情報発信やプラットホームの整備
- ⑤ 環境に関する相談窓口の設置や人材の斡旋
- ⑥ 市民や地域、他の事業所等と連携するための仕組みづくり
- ⑦ 地元企業の環境配慮型製品のPRや公共事業での採用
- ⑧ 廃棄物の資源化に関する仕組みづくりや情報提供
- ⑨ 再生可能エネルギーや省エネ設備への補助金等の財政支援
- ⑩ その他（ ）

自由記述

環境に関するご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

--

ご協力どうもありがとうございました。

2. 関係条例

2-1. 江津市生活環境の保全に関する条例

○江津市生活環境の保全に関する条例

平成 12 年 3 月 23 日

条例第 12 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

第 2 章 生活環境の保全(第 6 条～第 15 条)

第 3 章 保全施策の啓発、推進(第 16 条～第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条～第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸殻、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。
- (5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、良好な生活環境の保全の措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第6条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空地の維持管理)

第7条 空地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源等の保全)

第8条 何人も、水源並びに河川及び水路等の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排水水の処理)

第9条 市民及び事業者は、生活及び事業活動等に伴う排水水について、適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(不法投棄の禁止)

第11条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第12条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生する恐れのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第13条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めなければならない。

(飼い犬等の管理)

第14条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第15条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

第3章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第16条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(生活環境基本計画)

第17条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画(以下「生活環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、おおむね5年ごとに生活環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(生活環境保全推進員)

第18条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

第4章 雑則

(紛争の処理)

第19条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(指導等)

第20条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨の意見を述べる機会を与え、当該勧告の内容を公表することができる。

(立入調査)

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあるとき。

(2) 災害を誘発する恐れがあるとき。

(3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2-2. 江津市環境審議会条例

○江津市環境審議会条例

平成9年3月21日

条例第20号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市長が職員のうちから指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要であると認める場合には、参考人に意見を求め、又は関係者に対して資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(江津市公害対策審議会条例の廃止)

2 江津市公害対策審議会条例(昭和45年江津市条例第468号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4 桜江町の編入の日に委嘱された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成16年6月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月4日条例第108号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

3. 策定の経緯

3-1. 策定の経緯

会議等	日時・場所	協議事項
市民・事業者 アンケート	令和4年6月14日(火) 発送 ～6月30日(木) 返信締切	市民：配布数1,000、回収数365、回収率36.5% 事業者：配布数200、回収数96、回収率48.0%
第1回 環境審議会 (諮問)	日時：令和4年8月26日(金) 10時00分～ 場所：江津市役所 会議室3-1	1. 計画書（基本的な考え方、環境の現況）について 2. 前計画の検証について 3. 計画書（望ましい環境像と基本目標）について
第2回 環境審議会	日時：令和4年10月18日(火) 10時00分～ 場所：江津市役所 会議室2-1	1. 計画書（施策と取組）について 2. 計画書（めざす環境像と基本目標）について
12月議会 情報交換会	日時；令和4年12月15日(木) 10：00～ 場所：江津市役所 多目的ホール	12月議会情報交換会にて、策定経過及びパブリックコメントについて説明
第3回 環境審議会	日時：令和4年12月15日(木) 13時30分～ 場所：江津市役所 会議室3-1	1. 計画書（指標と目標値）について 2. 計画書（重点施策、地域別配慮指針、推進体制と進行管理）について 3. 答申（案）について
パブリック コメント	令和5年1月6日(金) ～ 令和5年2月5日(日)	市ホームページ、市民生活課及び桜江支所窓口、各地域コミュニティ交流センター、図書館で実施
答申		

■第1回環境審議会(令和4年8月26日)／諮問■



左)市長挨拶 右)諮問

■第2回環境審議会(令和4年10月18日)■



左)会議の様子 右)会長挨拶

■第3回環境審議会(令和4年12月15日)■



左)会議の様子 右)会長挨拶

3-2. 委員名簿

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	◎ 菅 和雄	島根職業能力開発短期大学校 校長
団体の代表	高村 洋	連合自治会（江津地区）
	松田 明信	連合自治会（桜江地区）
	脇田 郁夫	江津商工会議所（事務局長）
	川本 豊	江津市森林組合（代表理事組合長）
	二本木 俊二	江川漁業協同組合（代表理事組合長）
	小松 隆司	J Aしまね島根おおち地区本部（運営委員）
	浦田 慧子	連合婦人会代表
市職員	田才 典子	連合婦人会代表
	横田 龍二	総務部門参事
	河野 裕光	経済部門参事
	山本 雅夫	建設部門参事
	中川 稔	教育委員会事務局参事
	小瀧 陽夫	上下水道部門参事

※ 任期は令和3年9月1日から令和5年8月31日まで。

※ ◎は会長

3-3. 諮問・答申書

江市第 149 号
令和 4 年 8 月 26 日

江津市環境審議会
会長 菅 和 雄 様

江津市長 中 村 中



第 3 次江津市環境基本計画の策定について（諮問）

第 3 次江津市環境基本計画の策定について諮問いたしますので、貴審議会において審議を賜り、御答申くださるようお願いいたします。

〈諮問事項〉

第 3 次江津市環境基本計画の策定について

〈説明〉

江津市生活環境の保全に関する条例第 17 条に基づき、第 3 次江津市環境基本計画を策定することとなりました。

地球温暖化問題は我々人類の生存を脅かすほど激しさを増し、深刻化しています。また、限りある資源をいかに有効に活用し、次世代に住みよい環境を引き継いでいくことが、今を生きる私たちの大きな責務であります。

計画の策定にあたっては江津市における生活環境の保全及び向上に資するよう、その基本的事項について諮問するものであります。

